

再犯防止推進計画とは

計画策定の背景

全国の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少し続けている状況ですが、検挙者のうち約半数が再犯者で、その割合が毎年高くなっていることが、全国的な課題となっております。

このような状況から、平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」）では、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記され、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を定めることとされました。

この度、本市においても、国の再犯防止推進計画を踏まえ、「会津若松市再犯防止推進計画」を策定し、一層の再犯防止施策を推進することといたしました。

計画の目的

この計画では、国や県、関係団体等と連携して、犯罪をした者等が社会から取り残されることなく、円滑に社会復帰し地域社会の一員として活躍できる「地域共生社会の実現」を推進することで、再犯を防止し、市民の皆様が安心して暮らせる地域社会の実現を目的とします。

なお、再犯防止の施策を実施する際には、犯罪被害者やその家族の心情等に配慮し、取り組みます。

計画の位置付けと地域福祉計画との関係

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として位置付けます。また、令和3年3月に策定した「第2期会津若松市地域福祉計画」（以下、「第2期地域福祉計画」）の基本理念「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」の実現を、再犯防止推進の観点からより具体的に体系化したものです。

計画の期間

令和6年度から令和7年度までの2年間

計画の対象者

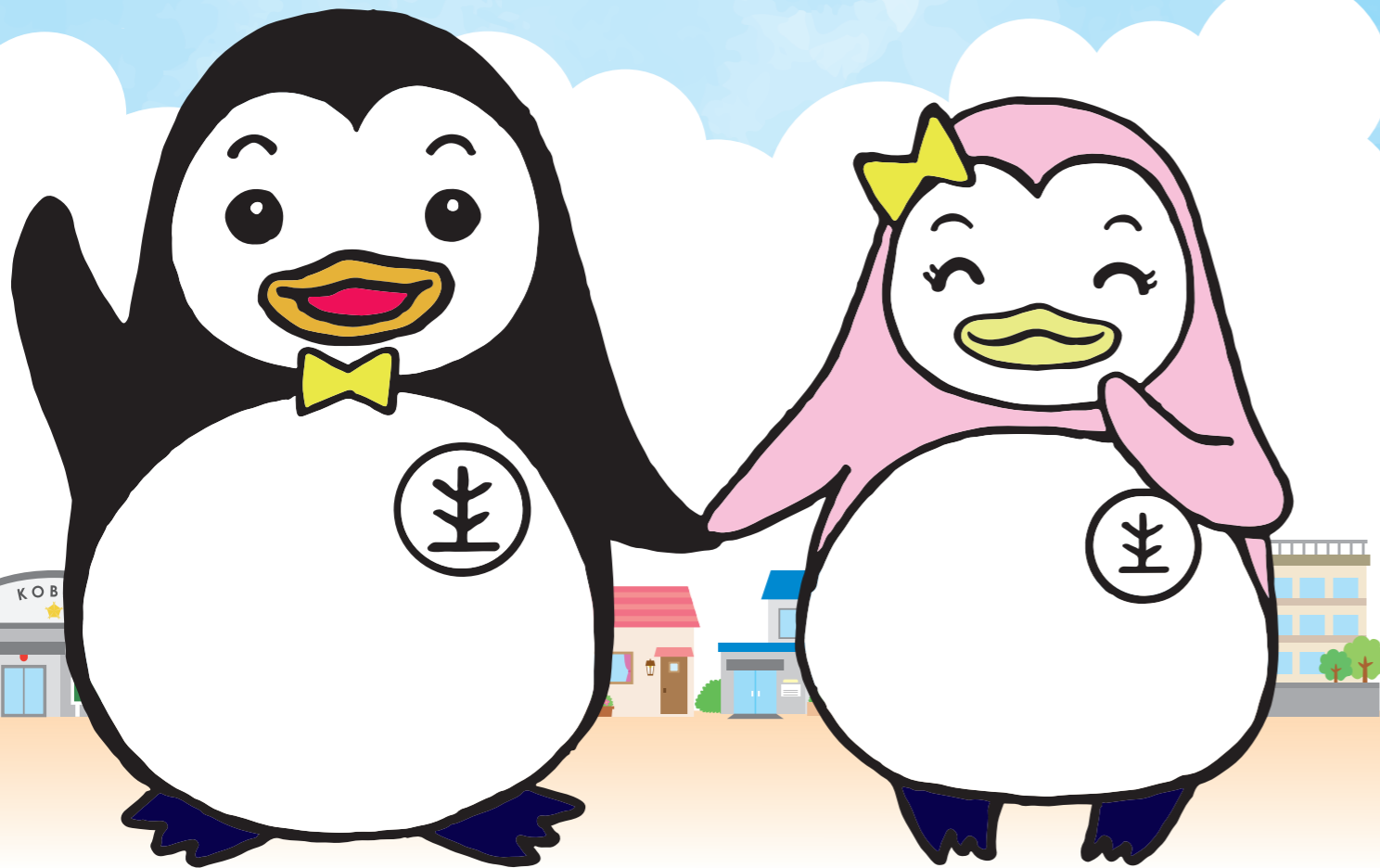
計画の対象者は、「有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者」とします。

具体的には、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者のうち、起訴を猶予された者、罰金・科料となった者、刑の全部の執行を猶予された者、入所受刑者、保護観察に付された者、満期釈放者で、かつ、支援が必要な者（以下「犯罪をした者等」）となります。



第2期地域福祉計画

会津若松市再犯防止推進計画 概要版



更生ペンギンの「ホゴちゃん」と「サラちゃん」

会津若松市

再犯防止推進計画の体系

基本理念

本計画の基本理念は、「第2期地域福祉計画」が目指す「地域共生社会の実現」により、再犯の防止の推進を図る計画であることから、「第2期地域福祉計画」と同じく、「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」とします。

計画の体系

本計画は、再犯防止を取り巻く現状を踏まえて、4つの基本目標を定めます。また、その実現に向けて、次の施策の方向性にに基づき、施策を展開します。

計画の体系図

基本理念 **誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ**

基本目標1 安定した生活の確保

基本目標2 保健医療・福祉サービスの利用促進

基本目標3 関係機関との連携

基本目標4 広報・啓発活動の充実

基本目標の主な内容

基本目標1 安定した生活の確保

現状と課題

- ▶ 出所後に仕事や住む場所がないなどの不安定な生活環境が、再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。

施策の方向性

- ▶ 犯罪をした者等の就労や住居の確保につなげ、社会の一員として活躍できるよう支援を取り組みます。

主な取組

- ▶ 生活困窮者自立支援制度等による支援を通じ、生活の安定を図ります。
- ▶ 会津若松地方協力雇用主会と連携した就労の確保に努めます。



就労等による安定した生活が、再犯防止につながります

基本目標2 保健医療・福祉サービスの利用促進

現状と課題

- ▶ 刑務所等の出所後に必要な福祉サービスにつなげていない人は、再犯につながりやすい状況にあります。

施策の方向性

- ▶ 支援が必要な人へ、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう、関係機関等との連携強化に取り組みます。

主な取組

- ▶ 相談・支援機関と連携し、必要な保健医療・福祉サービスの提供につなげます。
- ▶ どこに相談したらいいかわかりやすくするため、相談・支援機関の周知を図ります。
- ▶ さまざまな地域生活課題に対応するため、重層的な支援体制の整備を図ります。



適切な福祉支援が、再犯防止に必要です

基本目標3 関係機関との連携

現状と課題

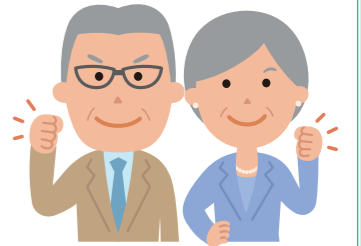
- ▶ 社会環境の変化などにより、保護司等が高齢化や減少しています。また、更生保護活動が難しくなっている状況にあります。

施策の方向性

- ▶ 更生保護活動の継続につながるよう、保護司等の活動充実に向けた人材確保や活動支援に取り組みます。

主な取組

- ▶ 社会福祉協議会等と連携したボランティアの人材育成を図ります。
- ▶ 適正な保護司数を維持できるように、保護司会と連携した人材の確保に取り組みます。



再犯防止に向け、保護司等の更生保護活動を支援します

基本目標4 広報・啓発活動の充実

現状と課題

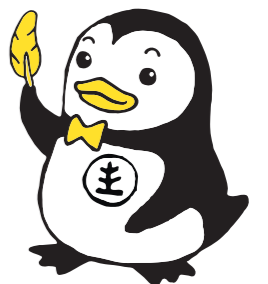
- ▶ 犯罪をした者等の社会復帰には、自らの努力に加え、孤立することのないよう地域の協力も必要となります。また、更生保護活動が十分に認知されているとは言えない状況にあります。

施策の方向性

- ▶ 再犯者の円滑な社会復帰や犯罪の防止に向けて、関係機関と連携して、更生保護活動の広報・啓発活動に取り組みます。

主な取組

- ▶ 国や県、教育機関等の関係機関と連携し、犯罪・非行防止に向けた広報活動の充実に努めます。
- ▶ 再犯者が地域から孤立しないよう、地域理解の促進に向けて、広報活動の充実に努めます。
- ▶ 保護司会等が取り組む更生保護活動について広報し、市民の理解促進を図ります。



更生保護活動への理解促進が再犯防止につながります

会津若松市再犯防止推進計画概要版

発行 令和6年3月 編集・発行 会津若松市健康福祉部地域福祉課 ☎39-1232
ホームページ <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp>

UD FONT ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを本文に採用しています。